

令和 6 年度決算に基づく  
奥州市健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく奥州市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をいう。以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和7年7月24日から令和7年8月8日まで

## 第3 審査の方法

- 1 審査に付された健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

## 第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 健全化判断比率は、次のとおりである。

| 健全化判断比率  | 令和5年度 | 令和6年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —     | —     | 11.60%  | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | —     | —     | 16.60%  | 30.00% |
| 実質公債費比率  | 15.5% | 15.2% | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 24.4% | 28.1% | 350.0%  |        |

- (1) 実質赤字比率は一般会計等で、連結実質赤字比率は全会計で、いずれも実質黒字となっていることから、数値は算出されないものである。
- (2) 実質公債費比率は、15.2%となっており、前年度と比較すると0.3ポイント下回っている。地方債の発行において県知事の許可を必要とする基準18.0%と比較すると2.8ポイント下回っているが、公債費等の増加は財政構造の弾力性を圧迫する要因となることから、公債費負担適正化へ向けた財政運営を望むものである。
- (3) 将来負担比率は、28.1%となっており、前年度と比較すると3.7ポイント上回っている。

令和 6 年度決算に基づく  
奥州市資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく奥州市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和7年7月24日から令和7年8月8日まで

## 第3 審査の方法

- 1 審査に付された資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

## 第4 審査の結果

- 1 資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 資金不足比率は、次のとおりである。

| 会計名          | 令和5年度 | 令和6年度 | 経営健全化基準 |
|--------------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計       | —     | —     | 20.0%   |
| 下水道事業会計      | —     | —     |         |
| 病院事業会計       | —     | —     |         |
| 工業団地整備事業特別会計 | —     | —     |         |
| (浄化槽事業特別会計)  | —     |       |         |

資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず、数値は算出されないものである。